



令和5年度CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備のうち木質建築資材の利用拡大の環境整備 ESG投資等における建築物への木材利用に係る評価ガイダンス



- 持続可能な社会の実現に向けて、気候変動や生物多様性の損失など地球規模課題への対応が急務となる中、持続可能な森林経営と木材利用を促進することの重要性が認識されている。
- 本事業では、令和4年度までに検討した評価手法等をガイダンスとして取りまとめ、ESG投資等において、建築物に木材を利用する建築事業者、不動産事業者や建築主が、投資家や金融機関に対して建築物への木材利用の効果を訴求し、それが適切かつ積極的に評価されるような環境を整備することを目的として、国際的なESG関連情報開示の動向も踏まえた評価項目や方法をまとめたガイダンスを作成した。

ESG投資等における建築物への木材利用の効果の評価のための項目・方法を、以下の3つの評価分野ごとに整理した。

評価分野1

カーボン
ニュートラル
への貢献

評価分野2

持続可能な
資源の利用

評価分野3

快適空間の
実現

【本ガイダンスの活用場面】

関係者	活用場面
建築事業者等 ・ 建築事業者 ・ 不動産事業者 ・ 建築主 等	- 企業活動や個別の建築プロジェクトにおいて、投資家・金融機関に対して建築物への木材利用の効果を訴求する。 - 建築物への木材利用に当たって、効果的な取組の内容や、評価指標、情報開示の方法を検討する。 - ESGの観点から木材供給に当たって求める対応について、木材供給事業者と認識を共有する。
投資家・金融機関 ・ 機関投資家 ・ 大手金融機関 ・ 地域金融機関 ・ 個人投資家 等	- 投融資の対象企業・対象事業を選定する際に、ESGの観点から建築物への木材利用の効果を評価する。 - 投融資の対象企業・対象事業における建築物への木材利用に関する評価指標を検討する。
木材供給事業者 ・ 林業事業者 ・ 木材加工事業者 ・ 木材流通事業者 等	建築事業者等への木材供給に当たって、ESGの観点から求められる対応を検討する（特に、カーボンニュートラルへの貢献の見える化、持続可能な木材の供給、地域貢献等）。

【本ガイダンスの全体像】

評価分野	評価項目 (建築事業者等が行う取組)	評価方法
1.カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボデッドカーボンの削減	✓ LCAにより建築物に使用した木材の製品製造に係るGHG排出量を示す。
	②建築物への炭素の貯蔵	✓ 林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量を示す。
	2.持続可能な資源の利用	✓ 利用する木材について、以下を確認していることを示す。 また、i. についてはその量や割合を示す。 i) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（グリーンウッド法）に基づき合法性が確認できたものであること、又は認証材であることのいずれかであること。 ii) サプライチェーンにおいて「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた人権尊重の取組が実施されていること。
2.持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達（デュー・デリジェンスの実施）	✓ 地域産材（又は国産材）の利用の有無、利用量や利用割合を示す。 ✓ 地域産材の活用を目的として、地域の林業・木材産業者と建築物木材利用促進協定等を締結していることを示す。 ✓ 産業連関表を用いて、木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示す。
	②森林資源の活用による地域貢献	✓ サークュラーエコノミーの観点から、木材は再生可能資源として評価されるものであることを示す。 ✓ 建築物において循環性（サーキュラリティ）を意識した以下のような取組を実施していることについて具体的な内容を、可能な場合は定量的に示す。 i) 木材利用により非生物由来の（再生不可能な）バージン素材の利用を削減している。 ii) 再利用木材（木質ボード等）を活用している。 iii) 解体時の環境負荷を低減する設計を採用している。
	③サーキュラーエコノミーへの貢献	✓ 建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示す。
3.快適空間の実現	①内装木質化による心身面、生産性等の向上	